

住居確保給付金 (転居費用補助)

次の全てに該当する方が対象です。

収入減少についての要件

- ・申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入額が著しく減少し、住居を喪失するおそれ（住居喪失を含む）があること。
- ・申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

家計改善に関する要件

- ・家計改善支援事業において、家計全体の支出の削減が見込まれることにより転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

その他の要件

- ・申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。
- ・申請月に世帯全員の収入の合計が以下の基準額以下であること。

<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 7.8万円 ・2人世帯 11.5万円 ・3人世帯 14.0万円 ・4人世帯 17.5万円 ・5人世帯 20.9万円 	}	+ 家賃額 以下
---	---	----------
- ・申請月に世帯全員の金融資産（預貯金）の合計が以下の基準額以下であること。
 - ・単身世帯 46.8万円以下
 - ・2～5人世帯 69万円～100万円以下
- ・生活保護を受給していないこと。
- ・申請者およびその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

給付内容

- ・支給額：申請者が実際に転居に要する費用のうち、支給対象となる経費のみ
支給対象・対象外の経費は以下の表のとおり

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

- ・上限額：単身世帯 93,000円 (上限)
- 2人世帯 111,000円 (上限)
- 3～5人世帯 120,300円 (上限)

申請前に必要な事項

- ・自立相談支援機関（社会福祉協議会）で家計改善支援を受ける。
家計の見直しを行い、家計の改善が見込まれる転居後の家賃額を決める。
- ・家計の改善が見込まれる家賃額を元に、物件を探す。

新規申請時の手続き

※申請書類の様式は窓口で交付します

提出書類

1. 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 →申請者記載
2. 住居確保給付金申請時確認書 →申請者記載
3. 入居予定住宅に関する状況通知書 →不動産業者、大家に記載してもらう

添付書類

1. 本人確認書類（免許証、保険証等）
2. 収入減少関係書類（2年以内に世帯収入が著しく減少したことが確認できる書類）
3. 離職等関係書類
 - A 離職関係書類＝離職票、解雇通知書、退職証明書 等
→提出できない場合は、離職状況等に関する申立書を提出
 - B 休業関係書類＝雇用主からの休業を命じる文書
→提出できない場合は、就業機会の減少に関する申立書を提出
4. 収入関係書類（申請者及び同一世帯者の給料明細等）
→通帳で確認できる場合は不要
5. 預貯金関係書類（申請者及び同一世帯者の金融機関の通帳の写し）
6. 入居確認書類 市内で入居していることが確認できる書類（賃貸借契約書）
7. 要転居証明書
→自立相談支援機関（社会福祉協議会）が家計改善支援事業において、
転居が家計改善のために必要と認めた場合に交付される
8. 転居費用確認書類 初期費用、家財の運搬費用等の見積書

※持家の方は

9. 居住維持費関係書類 固定資産税、火災保険料等を確認できる書類

支給決定後に申請者に渡す書類

1. 住居確保給付金支給決定通知書

転居後の提出書類

1. 住居確保報告書 →住居確保後7日以内に提出
2. 新しい住居の賃貸契約書の写し
3. 新住所における住民票の写し
4. 実際に支払った転居費用の領収書